

平成31年度

狛江市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

学童保育所 小学生クラブ 放課後クラブ こどもクラブ 入所（入会）のしおり

◎ 新年度入所（入会）を希望される方

新年度入所（入会）申込受付期間

平成30年11月19日（月）から12月7日（金）まで

※土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。

※ただし、下記の期間で夜間及び日曜の臨時窓口を設置。

- 夜間窓口…平成30年11月21日（水）、11月29日（木）午後5時から8時まで
- 日曜窓口…平成30年11月25日（日）、12月2日（日）午前9時から午後1時まで

受付場所：狛江市役所3階 児童青少年課児童青少年係

※上記時間以外の受付はできません。

結果通知発送予定 平成31年2月上旬頃

※結果通知は入所（入会）内定又は保留、不承認の通知書です。

入所（入会）決定通知書は平成31年3月中旬頃発送する予定です。

※入所（入会）の決定についてのお電話でのお問い合わせにはお答えできません。ご了承ください。

◎ 年度途中に入所（入会）を希望される方

入所（入会）を希望される月の前月15日までに申請書等を狛江市役所3階児童青少年課児童青少年係へ提出してください。

※定員に空きが出た場合は、待機者のうち、その時点で指数が高い方から順にご案内をいたします。

※申請書の有効期限は平成31年度（平成32年3月末まで）です。翌年度については再度入所（入会）の申請が必要です。（待機の方も同様になります。）

※郵送及びFAXでの申込みは受付しておりません。



こまえ子育てねっとキャラクター
えだまめ王子

狛江市児童青少年課児童青少年係
03(3430)1111 内線2318・2319

こまえ子育てねっと

<http://komae-kosodate.net/>

狛江市の子育て情報サイトです。

携帯からもご覧になれます。



目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 学童クラブの主な特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 学童クラブの目的・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 申込みに必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 申し込み後の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 入所（入会）後のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 学童保育所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 小学生クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| 放課後クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| こどもクラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |
| 入所（入会）基準・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 学童クラブ案内図・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| 見学について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| KoKoAのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |

校庭や余裕教室など、小学校施設を活用した放課後等の子どもの遊び場「KoKoA」についても、ご案内を掲載しています。
詳しくは、20ページをご覧ください。

K o K o A
こまへのこどもみんなあつまれ



学童クラブの主な特徴

狛江市の放課後児童健全育成事業は、「学童保育所」「小学生クラブ」「放課後クラブ」「こどもクラブ」の4種類（総称「学童クラブ」）があります。各学童クラブとも共通するもの、異なるものがありますので、それぞれの主な特徴をご確認ください。

| 学童クラブ | 学童保育所 | 小学生クラブ | 放課後クラブ | こどもクラブ |
|-------|--|---|---|---|
| 対象 | 小学生 ☆1年生～6年生の児童が対象ですが、低学年優先のため、4年生以上は調整指数において「学年による調整」があります。（18ページ参照） | | | |
| 実施日 | 日曜日・休日・年末年始を除く毎日 | | | |
| 実施時間 | 〔平日〕 放課後～午後5時 (延長保育午後6時45分まで) 〔土曜日・学校休業日〕 午前8時15分～午後5時 延長保育午後6時45分まで、土曜日は延長なし | 〔平日〕 放課後～午後7時 (延長保育午後8時まで) 〔土曜日・学校休業日〕 午前8時～午後7時 延長保育午後8時まで、土曜日は延長なし ※延長保育の利用には、別途料金がかかります。 | 〔平日〕 放課後～午後6時45分 〔土曜日（学校休業中含む）〕 午前8時30分～午後6時 〔学校休業日〕 午前8時30分～午後6時45分 | 〔平日〕 放課後～午後7時 (延長保育午後8時まで) 〔土曜日（学校休業中含む）〕 午前8時～午後6時 土曜日は延長なし 〔学校休業日〕 午前8時～午後7時 延長保育午後8時まで ※延長保育の利用には、別途料金がかかります。 |
| 保護者負担 | 育成料 月4,000円 (間食費分を含む) | 育成料 月5,000円 (間食費分を含む) 延長利用 月3,000円 スポット利用1回500円 (補食費分を含む) | 間食費(実費負担) 1日140円* | 育成料 月5,000円 (間食費分を含む) 延長利用 月5,000円 スポット利用1回600円 (夕食費分を含む) |
| 運営 | 公設公営 | 公設民営 | 公設公営 | 民設民営 |
| 職員 | 市職員 市嘱託職員 | 委託先職員 | 市嘱託職員 | 法人職員 |
| 施設名称 | 上和泉学童保育所 猪方学童保育所 松原学童保育所 東野川学童保育所 駒井学童保育所 | 岩戸小学生クラブ 和泉小学生クラブ (仮称)北部小学生クラブ | 第一小学校放課後クラブ 緑野小学校放課後クラブ 和泉小学校放課後クラブ 第五小学校放課後クラブ | 西野川こどもクラブ |
| 備考 | | | ☆一小、緑野小、和泉小、五小それぞれの在籍児童又は学区域に在住する児童が対象です。 | |

※放課後クラブの間食費は消費税率が変更になった場合、年度途中でも金額が変更となります。（例：消費税率が10%になった場合 130円×消費税10%=143円）

育成料・間食費等の滞納がある方は、市役所3階児童青少年課児童青少年係の窓口で、納入等についての相談を事前に行ったうえ、申し込みをしてください。

学童クラブの目的

学童クラブは、保護者の方が働いていたり、病気などで、放課後等に家庭で保護育成にあたることのできない世帯のお子さんを対象に、各学童クラブの特徴を活かしながら、子どもたちの遊びや安全管理・生活指導や余暇指導を行い、異年齢の子どもたちとも交流すること等で子どもたちの健全育成を図ることを目的として実施しています。

申込みに必要なもの

入所（入会）申請書・児童台帳・勤務証明書につきましては、市役所窓口での配布以外に、市の公式ホームページ（<http://www.city.komae.tokyo.jp/>）からもダウンロードすることができます。（ホーム＞申請書ダウンロード＞子ども＞学童クラブ申請書）

必須書類

- (1) 放課後児童健全育成事業入所（入会）申請書
- (2) 児童台帳・・・A3両面2つ折、全4ページ
- (3) 保護者が家庭で適切な監護をすることができない状況を証明する書類（以下、「勤務証明書等」という。）※下記ア～エが父母ともに必要。

ア 仕事をされている方・・・勤務（予定）証明書兼就労状況申告書

イ 病気や障がいのある方・・・診断書（任意様式）または障害者手帳の写し等

ウ 介護にあっている方・・・介護認定通知書の写し、スケジュール表、移動経路及び移動時間の記載のあるもの等

エ 就学している方・・・在学証明書又は学生証の写し、スケジュール表、通学経路及び通学時間の記載のあるもの等

オ 出産予定の方・・・母子健康手帳の写し（出産予定日を確認できるもの）

カ 求職中の方・・・特になし

※診断書は医療機関から発行された診断書の写しを提出してください。なお、診断書には”児童の保育が困難である”旨、記載のあるものを提出してください。

※出産予定の方は、出産日から2か月後の末日までは在籍可能です。その後、育児休業を取得する場合は退所（退会）していただきます。

※求職中の方は、入所（入会）後2か月まで在籍可能です。その間に仕事が決まらない場合は退所（退会）していただきます。

※同居人（18歳未満 65歳以上は除く）がいる場合は、その方の勤務証明書等もご提出ください。同別世帯は問いません。

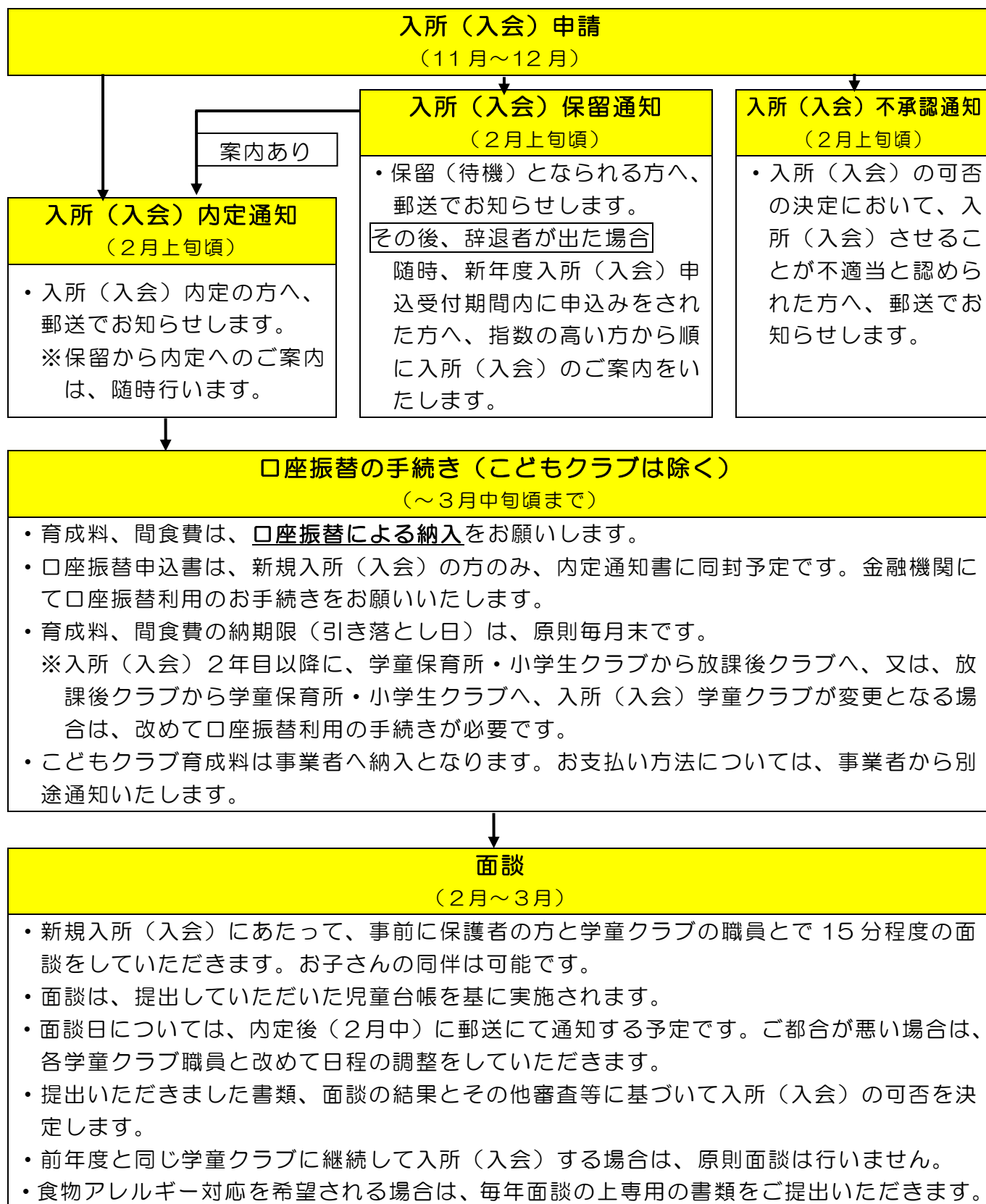
該当する方のみ必要な書類

- (4) 児童に障がいのあることを証明する書類（愛の手帳や心身障害者手帳、又は、診断書の写し）
- (5) 転入予定日・転入先住所を明記した賃貸借契約書又は売買契約書の写し等
- (6) 離婚を前提とした別居中等の場合、裁判所の呼出状等、離婚手続中であることがわかる書類の写し

育児休業取得中の方へ

育児休業取得中は、疾病等の理由により保育にあたれない場合を除き、原則として入所（入会）対象となりません。4月1日からの入所（入会）を希望される場合は、5月1日までに復職されることを条件に申込みが可能です。復職決定後、復職証明書をご提出ください。

申込み後の流れ（一斉入所期間にお申込みの方）



↓

入所（入会）決定通知

（3月中旬頃）

- ・入所（入会）が決定したお子さんには、3月中旬頃に入所（入会）決定通知書を郵送します。

↓

育成料・間食費減免申請の手続き

（～3月末）

- ・4月分から育成料及び間食費の免除を希望される方は、3月中に児童青少年課児童青少年係（市役所3階）にて手続きを行ってください。
- ・前年度に免除となっている方も、改めて手続きが必要です。
- ・各年の1月1日現在、狛江市外にお住まいだった方は、お住まいだった区市町村の非課税証明書が必要となります。

免除になる世帯

1. 生活保護世帯
2. 市民税非課税世帯
 - 前年度非課税 ⇒ 4～6月分免除
 - 今年度非課税 ⇒ 7月～翌年3月分免除

※税の申告がない場合は、審査不可能となり減免の決定ができません。税の申告を忘れずに行ってください。

申込み後の流れ（一斉入所期間外にお申込みの方）

入所（入会）申請（前月の15日まで）

入所（入会）内定

・指数の高い方から順に入所（入会）のご案内をいたします。

入所（入会）保留

・入所（入会）保留の場合はご連絡いたしません。退所（退会）等で空きが出た際に指数の高い方から順に入所（入会）のご案内をいたします。

面談

- ・新規入所（入会）にあたって、事前に保護者の方と学童クラブの職員とで15分程度の面談をしていただきます。お子さんの同伴は可能です。
- ・提出いただきました書類、面談の結果とその他審査等に基づいて入所（入会）の可否を決定します。
- ・食物アレルギー対応を希望される場合は、毎年面談の上専用の書類をご提出いただきます。

入所（入会）決定通知・口座振替の手続き（こどもクラブは除く）

- ・入所（入会）決定通知書を郵送します。
 - ・育成料、間食費は、口座振替による納入をお願いします。
 - ・育成料、間食費の納期限（引き落とし日）は、原則毎月末です。
- ※学童保育所・小学生クラブから放課後クラブへ、又は、放課後クラブから学童保育所・小学生クラブへ、入所（入会）となる場合は、改めて口座振替利用の手続きが必要です。
- ・こどもクラブ育成料は事業者へ納入となります。お支払い方法については、事業者から別途通知いたします。

育成料・間食費減免申請の手続き（前月の月末まで）

- ・育成料及び間食費の免除を希望される方は、児童青少年課児童青少年係（市役所3階）にて手続きを行ってください。手続きされた次月からの適用となります。
 - ・前年度に免除となっている方も、改めて手続きが必要です。
 - ・各年の1月1日現在、狛江市外にお住まいだった方は、お住まいだった区市町村の非課税証明書が必要となります。
- ※税の申告がない場合は、審査不可能となり減免の決定ができません。税の申告を忘れずに行ってください。

入所（入会）後のお願い

入所（入会）後、保護者や児童に以下の変化が生じたときは、すみやかに児童青少年課児童青少年係へ関係する書類の提出をお願いします。

（１）学童クラブをやめるとき

当月 15 日までに学童クラブあるいは児童青少年課へ書類の提出をお願いします。

（２）市外へ転出するとき

（３）児童の病気や怪我等で 15 日以上欠席すると見込まれるとき

（４）保護者が仕事を辞めたり、勤務証明書等で証明した内容が変わったりしたとき

（５）市内転居・転校・氏名変更・その他家族状況に変化があったとき

（６）児童の弟妹出産後、育児休業を取得するとき。

※育児休業開始予定月の前月 15 日までに届出が必要です。



学童保育所の概要

| 施設名 | 所在地 | 定員 | 電話 |
|-----------|-----------------------|-----|-----------|
| 上和泉学童保育所 | 和泉本町4-7-51 上和泉地域センター内 | 50人 | 3489-7530 |
| 猪方学童保育所 | 猪方1-11-2 三小校庭となり | 50人 | 3480-9362 |
| 松原学童保育所 | 和泉本町1-14-3 | 50人 | 3489-9380 |
| 東野川学童保育所※ | 東野川1-6-3 | 50人 | 3480-8709 |
| 駒井学童保育所 | 駒井町1-21-6 六小校庭となり | 50人 | 3489-2877 |

※東野川学童保育所は、改修工事のため、4月～12月（予定）は粕江第五小学校隣接地に創設した施設での実施となります。

1. 対象

粕江市内に居住又は粕江市内小学校に在籍し、保護者の就労や疾病等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な監護を受けることのできない小学校1～6年生の児童

2. 開設日

日曜日・休日・年末年始を除く毎日

3. 開設時間

平日：放課後～午後5時

（延長は午後6時45分まで）

土曜日：午前8時15分～午後5時

（延長なし）

学校休業日：午前8時15分～午後5時

（延長は午後6時45分まで、土曜日を除く）

4. おやつを提供

あり（手作りおやつの日もあり）

5. 主な行事（予定）

入所歓迎会、誕生日会、昼食作り、合同親子運動会、親子行事 等

6. 主な活動場所

各学童保育所内及びその園庭

7. 出欠の確認・把握

あり

8. 障がい児の受け入れ

各学童保育所おおむね3人程度

9. 運営及び職員配置

設置：粕江市 運営：粕江市 職員配置：市職員及び市嘱託職員

10. 設置状況等

| 施設名 | 事業開始日 | 設置形態 |
|-----------|------------------|--------------|
| ・上和泉学童保育所 | 昭和 45 年 4 月 1 日 | 上和泉地域センター施設内 |
| ・猪方学童保育所 | 昭和 47 年 4 月 1 日 | 専用独立施設 |
| ・松原学童保育所 | 昭和 58 年 4 月 1 日 | 専用独立施設 |
| ・東野川学童保育所 | 平成 元 年 9 月 1 日 | 専用独立施設 |
| ・駒井学童保育所 | 平成 24 年 1 月 30 日 | 六小 KoKoA 併設 |

11. 学童保育所の 1 日

| | 時 間 | こ と が ら |
|----------------------------|-------------------------------|---|
| 学 校 休 業 日 等 | 8 : 15 ~9 : 00 | 登所 持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 |
| | | 学習・自由時間 学童保育所のお友だちと上級生と下級生の隔てなく一緒に遊んだり、本を読んだりして過ごします。 室内：折り紙、トランプ、読書、積み木、工作、ボードゲーム等 園庭：ドッジボール、サッカー、一輪車、なわとび等 |
| | 12 : 00 | 昼食・食休み 昼食は、ご家庭で用意したお弁当を食べます。 |
| | 13 : 00 | 自由時間（夏休み中のみ休息時間（15 : 00 まで）） |
| 通 常 | 下校時 | 登所 ランドセル等の持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 |
| | | 自由時間 |
| | 15 : 00 頃 | おやつ |
| | 16 : 45 ~17 : 00 | 帰りの会~降所 報告することや連絡事項を伝えます。 重要なことは、連絡帳やおたよりを通して伝えます。 連絡帳を受け取り、帰宅します。 |
| | 17 : 00 ~18 : 45 (延長時間) | 自由時間 室内での活動となります。 指定した時間で帰ります。 ※18 : 00 以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。 |

小学生クラブの概要

| 施設名 | 所在地 | 定員 | 電話 |
|------------------|--------------------------------|-----|-----------|
| 岩戸小学生クラブ | 岩戸南3-15-1 岩戸児童センター内 | 80人 | 3489-5444 |
| 和泉小学生クラブ | 中和泉3-12-6 和泉児童館内 | 60人 | 3480-1441 |
| (仮称) 北部小学生クラブ | 和泉本町3-1153番7(地番) (仮称)北部児童館内 | 40人 | 未定 |

1. 対象

狛江市内に居住又は狛江市内小学校に在籍し、保護者の就労や疾病等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な監護を受けることのできない小学校1～6年生の児童

2. 開設日

日曜日・休日・年末年始を除く毎日

3. 開設時間

平日：放課後～午後7時（延長は午後8時まで）

土曜日：午前8時～午後7時

学校休業日：午前8時～午後7時（延長は午後8時まで、土曜日を除く）

4. おやつ提供

あり（子どもたちと一緒に手作りする日もあり）

※延長保育利用の場合、補食の提供あり。

5. 主な行事等（予定）

入会歓迎会、誕生日会、親子ごはん会、デイキャンプ等
（その他児童館の様々な行事に参加が可能）

6. 主な活動場所

育成室（小学生クラブ室）、児童館諸室及び館庭

7. 出欠の確認・把握

あり

8. 障がい児の受け入れ

各小学生クラブおおむね3人程度

9. 運営及び職員配置（予定）

岩戸児童センター、和泉児童館

設置：狛江市 運営：社会福祉法人雲柱社（現狛江市立児童館指定管理者）

職員配置：社会福祉法人雲柱社職員

（仮称）北部児童館

設置：狛江市 運営：未定

10. 設置状況等

| 施設名 | 事業開始日 | 設置形態 |
|---------------|-----------|-------------|
| ・岩戸小学生クラブ | 平成14年1月1日 | 岩戸児童センター併設 |
| ・和泉小学生クラブ | 平成18年4月1日 | 和泉児童館併設 |
| ・(仮称)北部小学生クラブ | 平成31年4月1日 | (仮称)北部児童館併設 |

11. 小学生クラブの1日

| | 時 間 | こ と が ら |
|----------------------------|---|---|
| 学 校 休 業 日 等 | 8:00~ | 登所 持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 |
| | 9:00 ~10:00 | 学習時間 |
| | | 活動時間（自由時間） 小学生クラブのお友だちや児童館のお友だち、上級生や下級生などと一緒に遊んだり、本を読んだりして過ごします。 小学生クラブ室：宿題等、折り紙、トランプ等 児童館諸室：読書、まんが、ピアノ、工作、ブロック等 体育館：ボール遊び、一輪車、タスケ等 館庭：なわとび、おにごっこ等 |
| | 12:00 | 昼食・食休み 昼食は、ご家庭で用意したお弁当を食べます。 |
| | 13:30 | 自由時間 |
| 通 常 | 下校時 | 登所 ランドセル等の持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 |
| | | 自由時間 |
| | 15:00頃 | おやつ |
| | | 自由時間 |
| | 16:50 ~17:00 | 帰りの会～降所 報告することや連絡事項を伝えます。 重要なことは、連絡帳やおたよりを通して伝えます。 連絡帳を受け取り、帰宅します。 |
| | 17:00 ~19:00 | 自由時間 小学生クラブ室、図書室の活動になります。 指定した時間で帰宅となります。 ※延長保育利用の場合、 |
| 19:00~ 20:00 (延長保育) | 18:30~19:00に補食(延長利用料金に含まれます)の提供があります。 ※18:00以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。 | |

放課後クラブの概要

| 施設名 | 所在地 | 定員 | 電話 |
|-------------|-------------------|-----|-----------|
| 第一小学校放課後クラブ | 和泉本町1-37-1 一小校舎内 | 50人 | 3489-2441 |
| 緑野小学校放課後クラブ | 和泉本町4-3-1 緑野小学校内 | 50人 | 5497-1140 |
| 和泉小学校放課後クラブ | 中和泉3-33-1 和泉小学校内 | 50人 | 3480-1557 |
| 第五小学校放課後クラブ | 東野川1-259-1 ほか（地番） | 40人 | 3430-4113 |

※第五小学校放課後クラブは狛江第五小学校隣接地に創設した施設での実施となります。

1. 対象

各放課後クラブ開設場所である狛江市立小学校に在籍又は同小学校学区域内に居住し、保護者の就労や疾病等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な監護を受けることのできない小学校1～6年生の児童

2. 開設日

日曜日・休日・年末年始を除く毎日

3. 開設時間

平日：放課後～午後6時45分

土曜日：午前8時30分～午後6時（学校休業中も含む）

学校休業日：午前8時30分～午後6時45分

4. おやつを提供

あり（季節に応じたおやつやお誕生日ケーキ等）

5. 主な行事等（予定）※各クラブにより異なります。

入会式、誕生日会、工作、人形劇等

6. 主な活動場所

特別活動室（一小・緑野小）、多目的スペース（和泉小）、育成室（五小）、
校庭又は体育館（雨天時）

7. 出欠の確認・把握

あり

8. 障がい児の受け入れ

各放課後クラブ1割程度

9. 運営及び職員配置

設置：狛江市 運営：狛江市 職員配置：市嘱託職員

10. 設置状況等

| 施設名 | 事業開始日 | 設置形態 |
|--------------|-----------------|-------------|
| ・第一小学校放課後クラブ | 平成 16 年 4 月 1 日 | 一小校舎内 |
| ・緑野小学校放課後クラブ | 平成 18 年 4 月 1 日 | 緑野小校舎内 |
| ・和泉小学校放課後クラブ | 平成 24 年 4 月 1 日 | 和泉小校舎内 |
| ・第五小学校放課後クラブ | 平成 25 年 4 月 1 日 | 五小 KoKoA 併設 |

11. 放課後クラブの1日

| | 時 間 | こ と が ら |
|----------------------------|-----------------|---|
| 学 校 休 業 日 等 | 8:30 | 登所 持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 |
| | | 学習・自由時間 放課後クラブのお友だちやKoKoAのお友だち、上級生や下級生などと一緒に遊んだり、本を読んだりして過ごします。 室内：宿題、読書、工作、トランプ、折り紙、ボードゲーム等 校庭：一輪車、ドッジボール、サッカー、鬼ごっこ等 体育館：バスケットボール、バレーボール等（雨天時） |
| | 12:00 | 昼食・食休み 昼食は、ご家庭で用意したお弁当を食べます。 |
| | 13:30 | 自由時間 |
| 通 常 | 下校時 | ランドセル等の持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 |
| | | 自由時間（室内） |
| | 15:00 頃 | おやつ |
| | | 自由時間（室内、校庭または体育館） |
| | 16:50 ~17:00 | 帰りの会～降所 報告することや連絡事項を伝えます。 重要なことは、連絡帳やおたよりを通して伝えます。 連絡帳を受け取り、帰宅します。 |
| | 17:00 ~18:45 | 自由時間 室内での活動が基本です。 指定した時間で帰宅となります。 ※18:00以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。 |

こどもクラブの概要

| 施設名 | 所在地 | 定員 | 電話 |
|-----------|-----------|-----|-----------|
| 西野川こどもクラブ | 西野川2-4-15 | 40人 | 5761-9235 |

1. 対象

狛江市内に居住又は狛江市内小学校に在籍し、保護者の就労や疾病等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な監護を受けることのできない小学校1～6年生の児童

2. 開設日

日曜日・休日・年末年始を除く毎日

3. 開設時間

平日：放課後～午後7時（延長は午後8時まで）

土曜日：午前8時～午後6時（学校休業中含む）

学校休業日：午前8時～午後7時（延長は午後8時まで、土曜日を除く）

4. おやつを提供

あり

※延長保育利用の場合、夕食の提供あり。

5. 主な行事等

入会歓迎会、誕生日会、認定こども園合同のイベント等

6. 主な活動場所

育成室（こどもクラブ室）

7. 出欠の確認・把握

あり

8. 障がい児の受け入れ

おおむね3人程度

9. 運営及び職員配置

設置・運営：社会福祉法人 調布白雲福祉会

職員配置：社会福祉法人 調布白雲福祉会職員

10. 設置状況等

| 施設名 | 事業開始日 | 設置形態 |
|------------|-----------|----------|
| ・西野川こどもクラブ | 平成28年4月1日 | 認定こども園併設 |

11. こどもクラブの1日

| | 時 間 | こ と が ら |
|----------------------------|--|--|
| 学 校 休 業 日 等 | 8:00~ | 登所 持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 |
| | | 活動時間（自由時間） こどもクラブのお友だちや認定こども園のお友だち、上級生や下級生などと一緒に遊んだり、本を読んだりして過ごします。 こどもクラブ室：宿題等、折り紙、トランプ等 育成室：読書、まんが、ピアノ、工作、ブロック等 園 庭：ボール遊び、一輪車、タスケ等 |
| | 12:00 | 昼食・食休み 昼食は、ご家庭で用意したお弁当を食べます。 ※事業者の独自事業として、昼食（別途料金を徴収します）の提供もあります。 |
| | 13:30 | 活動時間（自由時間） |
| 通 常 | 下校時 | 登所 ランドセル等の持ち物をロッカーにしまった後、連絡帳を提出します。 |
| | | 活動時間（自由時間） |
| | 15:00頃 | おやつ |
| | | 活動時間（戸外・室内 自由時間） |
| | 16:50 ~17:00 | 帰りの会～降所 報告することや連絡事項を伝えます。 重要なことは、連絡帳やおたよりを通して伝えます。 連絡帳を受け取り、帰宅します。 |
| | 17:00~ 19:00 | 自由時間 育成室での活動になります。 指定した時間で帰宅となります。 |
| 19:00 ~20:00 (延長保育) | ※延長保育利用の場合、 18:30~19:00に夕食(延長利用料金に含まれます) の提供があります。 ※18:00以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。 | |

入所（入会）基準

狛江市立学童保育所入所基準

（小学生クラブ、放課後クラブ、こどもクラブについても本基準による。）

（基準指数）

1 居宅外就労

| | | |
|--|---------------------------------------|----|
| 居宅外 就労 (就労時間には、 通勤時間 を含む。) | 週5日又は月20日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 10 |
| | 週5日又は月20日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 9 |
| | 週5日又は月20日以上勤務し、上記以外の居宅外就労を常態とする。 | 8 |
| | 週4日又は月16日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 9 |
| | 週4日又は月16日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 8 |
| | 週4日又は月16日以上勤務し、上記以外の居宅外就労を常態とする。 | 7 |
| | 週3日又は月12日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 8 |
| | 週3日又は月12日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 7 |
| | 週3日又は月12日以上勤務し、上記以外の居宅外就労を常態とする。 | 6 |

2 居宅内就労

| | | | | |
|-------|----|-----|---|----|
| 居宅内就労 | 自営 | 中心者 | 危険物を取り扱う業種で週5日又は月20日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 10 |
| | | | 危険物を取り扱う業種で週5日又は月20日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 9 |
| | | | 危険物を取り扱う業種で週4日又は月16日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 8 |
| | | | 危険物を取り扱う業種で週4日又は月16日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 7 |
| | | | 危険物を取り扱う業種で上記以外の就労を常態とする。 | 6 |
| | | | 危険物を取り扱わない業種で、週5日又は月20日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 8 |
| | | | 危険物を取り扱わない業種で、週5日又は月20日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 7 |
| | | | 危険物を取り扱わない業種で、週4日又は月16日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 7 |
| | | | 危険物を取り扱わない業種で、週4日又は月16日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 6 |
| | | | 危険物を取り扱わない業種で、上記以外の居宅内の就労を常態とする。 | 5 |

| | | | |
|----|-----|---|---|
| | 協力者 | 危険物を取り扱う業種で週5日又は月20日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 8 |
| | | 危険物を取り扱う業種で週5日又は月20日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 7 |
| | | 危険物を取り扱う業種で週4日又は月16日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 6 |
| | | 危険物を取り扱わない業種で、週5日又は月20日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 7 |
| | | 危険物を取り扱わない業種で、週5日又は月20日以上勤務し、日中4時間以上7時間未満の勤務を常態とする。 | 6 |
| | | 危険物を取り扱わない業種で、週4日又は月16日以上勤務し、日中7時間以上の勤務を常態とする。 | 6 |
| 内職 | | 週5日又は月20日以上就労し、日中の就労を常態とする。 | 6 |
| | | 週4日又は月16日以上就労し、日中の就労を常態とする。 | 5 |

3 出産・疾病・障害

| | | | | |
|-------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|----|
| 出産・疾病・障害 | 出産前後の休養のため保育にあたることができない場合（出産予定日の前後2か月） | | 8 | |
| | 疾病 | 入院（入院内定者も含む。）1か月以上 | 10 | |
| | | 居宅内療養 | 常時病臥又は感染症 | 10 |
| | | | 精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳3級程度以上 | 10 |
| | | | 精神性の疾病で上記以外の程度 | 8 |
| | | | 上記以外の疾病で安静を要する状態（常時病臥に至らない程度） | 7 |
| | 障害 | 身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、要介護認定者 | 10 | |
| 身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳3度・4度、要支援認定者 | | 8 | | |

4 看護（介護）

| | | | |
|--------|-----------|--------------------------------|----|
| 看護（介護） | 居宅外看護（介護） | 週5日以上かつ日中6時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態 | 10 |
| | | 週4日以上かつ日中5時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態 | 8 |
| | | 週3日以上かつ日中4時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態 | 6 |
| | 居宅内看護（介護） | 同居する要介護5認定者又は寝たきりの者を常時介護 | 9 |
| | | 同居する要介護4認定者を常時介護 | 8 |
| | | 同居する要介護3認定者を常時介護 | 7 |
| | | 同居する要介護2認定者を常時介護 | 6 |
| | | 上記以外で居宅内介護を必要とする者を常時介護 | 5 |

5 その他

| | | | |
|-----|-----|-------------------------------------|----|
| その他 | 災害 | 火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため児童の監護にあたれない場合 | 10 |
| | 求職 | 求職のため日中の外出を常態（2か月を限度） | 6 |
| | 就学等 | 就学又は技能修得のため、日中学校等に通っていることを常態としている場合 | 8 |
| | 特例 | その他明らかに児童の監護にあたれない場合 | 協議 |

(調整指数)

1 就労(就学)の終了時間による調整(通勤又は通学時間を含む。)

| | | | |
|---------------|------|---------------|-----|
| 午後7時以降 | +2 | 午後4時30分～午後5時前 | -1 |
| 午後6時30分～午後7時前 | +1.5 | 午後4時～午後4時30分前 | -2 |
| 午後6時～午後6時30分前 | +1 | 午後3時30分～午後4時前 | -3 |
| 午後5時30分～午後6時前 | +0.5 | 午後3時～午後3時30分前 | -4 |
| 午後5時～午後5時30分前 | 0 | 午後2時30分～午後3時前 | -5 |
| | | 午後2時～午後2時30分前 | -6 |
| | | 午後2時前 | 不承認 |

2 同居人(同別世帯を問わない)の状況

| | |
|--------------------------------------|----|
| 同居人が自宅内で仕事をしている場合 | -1 |
| 同居人が自宅にいる場合 (18歳未満及び65歳以上の親族等を除く) | -2 |
| 同居人が病気等で自宅療養中の場合 (常時病臥を除く。) | -1 |

3 学年による調整

| | |
|-------|----|
| 4年生以上 | -3 |
|-------|----|

4 生活状況による調整

| | |
|---------------------------------------|----|
| 死別、離婚、行方不明、拘禁、未婚、別居又は単身赴任での母子家庭又は父子家庭 | +3 |
|---------------------------------------|----|

5 障がいによる調整

| | |
|------|----|
| 障がい児 | +3 |
|------|----|

6 育成料等の滞納による調整

| | |
|--------------------|----|
| 育成料等を6か月以上滞納している場合 | -4 |
| 育成料等を3か月以上滞納している場合 | -2 |

(注記)

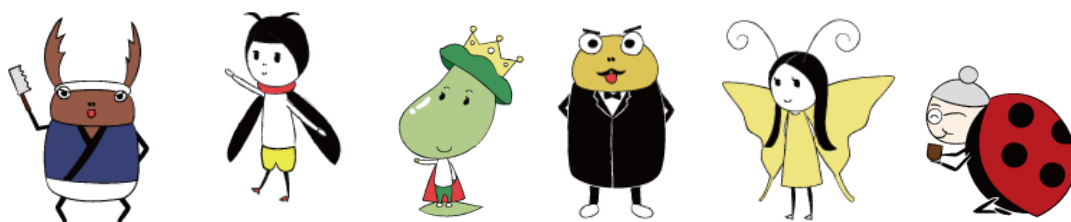
- 1 入所の決定は、父母のそれぞれの監護に欠ける要件を基準指数のいずれかにあてはめ、この基準指数から調整指数を加減し、残りの指数(以下「入所指数」という。)の低い父又は母(ひとり親の場合はその親)を審査対象者とし、入所指数の高い者の児童から入所決定をする。
- 2 入所指数が「4」以下の場合は、入所に該当しない。
- 3 居宅外就労とは、外勤又は居宅外自営をいう。
- 4 外勤とは、自宅から離れて雇用されて就労することをいう。
- 5 居宅外自営とは、自営であっても、行商等に従事している場合や自宅と店舗・事務所がおおむね100メートル以上離れていることをいう。

- 6 就労または就学時間に含める通勤・通学時間は、就労場所または就学場所から自宅までの最も合理的な手段を利用した場合に要する時間とする。ただし、児童の弟妹の通う保育園の送迎についても含めるものとする。
- 7 居宅内自営とは、自宅（自宅と店舗・事業所が同一家屋内又はおおむね100メートル未満の場合を含む。）において事業に従事することをいう。
- 8 自営の中心者とは、父又は母が店舗・事務所を代表して就労している場合をいう。父母が同一店舗・事務所で就労している場合、いずれか一方を中心者とし、一方は協力者とする。
- 9 自営の協力者とは、父母が同一店舗・事務所内で就労する場合で、就労時間の短い者を原則として協力者とする。
- 10 危険物を取り扱う業種とは、おおむね次の分類の業種をいう。ただし、次の分類に該当しないものであっても具体的状況（使用設備、居宅部分との関係）を考慮して、児童の生命身体に著しく危害を及ぼすおそれのある場合は、危険物を取り扱う業種とすることができる。
- （1）分類Ⅰ
- ア 熱加工処理業種 火気使用業種
 - イ 有毒物処理業種 劇毒物取扱業種 有機溶剤使用業種 火気危険物取扱業種
 - ウ 危険器具使用業種 刃物を取り扱う業種 機械を取り扱う業種
- （2）分類Ⅱ
- ア 刃物を取り扱う業種 精肉店、理美容室、鮮魚店等
 - イ 火気使用業種 飲食店等
 - ウ 機械を取り扱う業種 クリーニング店、プレス工場、印刷工場等
- 11 内職とは、居宅内において賃仕事に従事していることをいう。賃仕事の認定は、就労形態及び収入の実績を考慮して行う。ただし、その収入が生計に占める割合が大きい場合には、自営とみなす。
- 12 シフト制等時間が不規則な就労を常態とする者については、勤務証明書の内容に基づき、同等の基準指数を採るものとする。
- 13 残業を常態とする者については、勤務証明書に常態とされる残業の時間が記載されている場合に限り、残業時間を含めた時間を就労時間とみなし、基準指数を採るものとする。
- 14 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）による育児休業を取得する期間は、保育の実施基準に該当しない。ただし、育児休業中の者が、月の途中から復職することが確実なときは、保育の実施基準要件が発生する日の属する月の1日から保育の実施を認めることができる。月の初日に復職するものにあつては、その前月から保育の実施を認めるものとする。
- なお、指数は、「出産前後の休養のため保育にあたることができない場合」と同様に「8」とする。
- 15 離婚は家庭裁判所において離婚調停中のものを含む。
- なお、離婚を前提とした別居は、住民基本台帳上同居所であるものは原則として含まない。
- 16 出産予定日の前後2か月とは、出産予定日の2か月前から出産日の2か月後までをいう。
- 17 精神性とは、精神性疾患及び知的障がいをいう。
- 18 感染症とは、医師が隔離を必要と認めた疾患をいう。
- 19 安静を要するとは、医師がおおむね1か月以上自宅療養を必要と認めた疾患をいう。

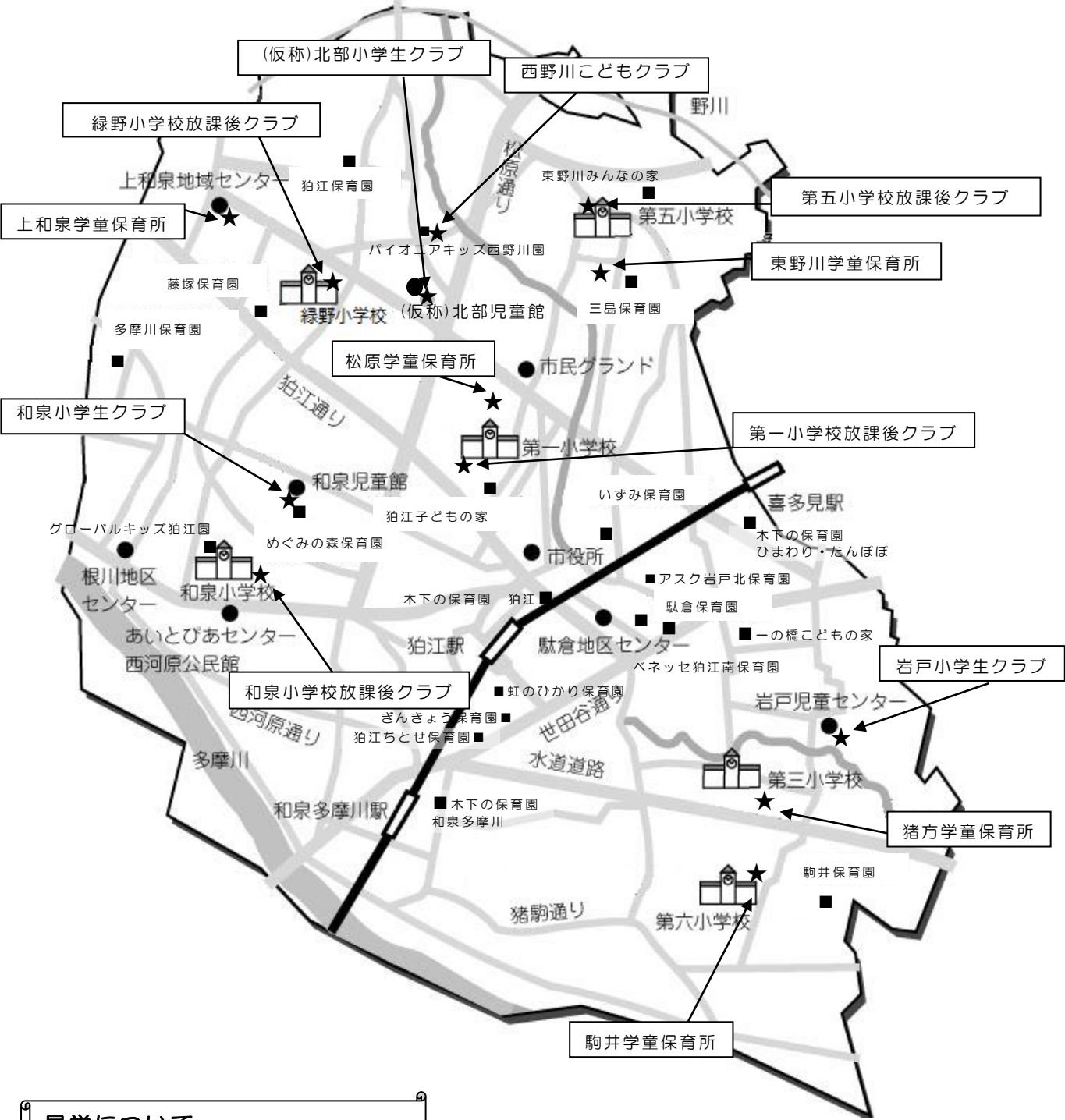
- 20 要介護認定者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護等認定で、要介護1から要介護5までに認定されている者をいう。ただし、認定期間が既に過ぎているものはこれに含まない。
- 21 要支援認定者とは、介護保険法に基づく要介護等認定で、要支援1又は要支援2に認定されている者をいう。ただし、認定期間が既に過ぎているものはこれに含まない。
- 22 居宅外介護とは、入院の付添い（完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合）及び通院や施設等の通所の付添い又は同居家族以外の者の介護をすることをいう。ただし、付添い及び介護に対し報酬を得ている場合は除く。
- 23 居宅内介護とは、自宅において同居する家族に対し、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合は除く。
- 24 日中睡眠時間となる深夜勤務の場合は、その睡眠時間中は保育にあたれないものとする。
- 25 指数の高い者から入所の決定を行い、指数が同点の者全てを入所させると学童保育所の定員を超えてしまう場合は、①学齢が低い児童、②ひとり親（死別、離婚、行方不明、拘禁、未婚、別居又は単身赴任での母子家庭又は父子家庭）の児童、③保護者等の勤務の終了時間（通勤時間を含む）が遅い児童、④同居の小学4年生以上の兄弟がいない児童の順で入所の決定を行う。
- 26 その他、疑義が生じた場合はその都度協議する。

- 必要な書類が提出されない場合は、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。
- 入所決定時に育成料等の滞納がある場合は、入所を取り消す場合があります。
- 勤務証明書の内容に記載漏れ及び疑問な点がある場合は、児童青少年課児童青少年係から勤務先や仕事場等に直接確認をとらせていただくことがあります。
- 申請書及び提出書類の内容が事実と違うことが明らかになった場合、入所（入会）基準の要件にあてはまらない場合及び学童クラブ入所（入会）の必要がないと見受けられる場合は、入所（入会）決定後であっても、取り消すことがあります。
- 申請書に第2、第3希望の学童クラブ名を記入しても、第1希望の学童クラブへ入所（入会）することが不利にはなりません。希望欄にご記入のなかった学童クラブへのご案内はいたしませんので、ご了承ください。
- 提出書類の記載事項に変更が出た場合は、すみやかに児童青少年課児童青少年係へご連絡ください。

みんな一緒に楽しく遊ぼう♪



学童クラブ案内図



見学について

見学は随時受け付けています。直接各学童クラブにご連絡いただき、事前に日程等を調整したうえでご見学ください。

KoKoAのご案内

KoKoAとは、各小学校の余裕教室等を活用した、子ども達の安心・安全な活動拠点です。1年生から6年生までの学年の異なる子ども達と一緒に遊ぶことにより、人間関係を深めていくことを目的としています。

(学童クラブとKoKoAの違い)

| 名 称 | 学童クラブ (学童保育所・小学生クラブ・ 放課後クラブ・こどもクラブ) | こ こ あ K o K o A |
|-------------|---|---|
| 分 類 | 保育の場 | 遊びの場 |
| 対 象 | 小学校1年生～6年生 | |
| 実施場所 | それぞれの施設 (単独施設・児童館・学校等) | 各小学校施設 (KoKoAルーム・校庭・体育館) |
| 申請・ 登録方法 | 保護者が家庭で適切な監護をすることができない場合のみ、申請可能 | すべての児童が登録可能 (特別支援学級のお子様については 事前にご相談ください。) |
| 過ごし方 | 遊び・生活指導等 | 基本的に自由遊び・自由学習 |
| 出入り | 保護者の申し出る時間にあわせて参加・帰宅 | 開催時間内は自由に参加・帰宅 |
| 休 み | 日曜日・休日・年末年始 | 日曜日・休日・年末年始の他に、給食のない日や学校行事等でお休みあり |
| 台風等 | 休校の場合も実施 | 休校にあわせて中止 |
| 集団下校 | 学童クラブへ集団下校 | 集団下校とあわせて中止 |
| 保護者 負 担 | 育成料または間食費 | 無料 |
| 職 員 | 市職員、市嘱託職員、委託先職員、法人職員 | 安全管理員(有償ボランティア) |

※第五小学校のKoKoAは、狛江第五小学校隣接の学童クラブ棟での実施となります。

(原則的な実施日時)

| | 第一小学校 | 第三小学校 | 第五小学校 | 第六小学校 | 和泉小学校 | 緑野小学校 |
|-------------|---------------------|-------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 平日 | 授業終了～17:00 (※16:30) | | | | | |
| 土曜日 | 9:00 ～12:00 | — | 第一・第三 13:30 ～16:30 (校庭開放) | 10:00 ～12:00 (ビ・ホ・ル) | 第二・第四 9:30 ～12:00 (校庭開放) | 9:00 ～12:00 |
| 学校長期 休業日 | 9:00～17:00 (※16:30) | | | | | |

※冬季(11月頃～1月頃)の終了時間は、16:30となります。

- ・原則として、表のとおりの日時で実施します。
- ・学校行事及び天候等で、中止となる場合があります。
- ・詳細な開催日時については、毎月発行するK○K○Aだよりにてお知らせします。

登録方法

毎年度当初に学校を通じて登録用紙をお配りします。必要事項を記入し、事前に登録をお願いします。年度途中でも登録はできます。

※新1年生については、詳細は新1年生保護者会にてお伝えいたします。



